

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 JWCS) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171 Email: info@jwcs.org URL: http://www.jwcs.org

至急 2007年12月6日

有害鳥獣特措法案に対する民主党修正案について

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 事務局長 坂元雅行

貴党におかれましては、生物多様性保全の政策形成におきまして格別の取組 みをいただいていること、大変感謝申し上げます。

当会は、「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク」のメンバーですが、標記の件につき、貴党修正案第 10 条にしぼって意見を申し上げます。ご斟酌いただきますようお願い申し上げます。

JWCS 修正意見

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣 が適切に処理されるようの処理方法は、原則的に殺処分、廃棄、非商業目的での譲渡及び飼養とし、販売目的の利用は当該対象鳥獣の保護に支障を及ぼすお それがないと認められるとして基本指針に定められた場合に限りこれを行うことができるものとし、並びに、生態系に支障を及ぼすおそれで感染症予防に支 <u>障を及ぼすおそれのない</u>その他適切な処理方法についての指導、有効な<u>処理</u>方 法の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

> * 民主党修正案に対する JWCS の修正意見を、取消線 および下線で示しました。

修正意見の理由

クマ類(ツキノワグマ・ヒグマ)は、その胆嚢(熊胆: ユウタン、クマノイ)が、1 頭当たり数十万円と高額で取引されているため、熊胆に強く動機づけられた有害鳥獣捕獲や密猟が横行しています。また、ワシントン条約はすべてのクマ類の国際取引を規制しているが、世界各地におけるユウタンの密輸は依然深刻な問題です。このような状況にもかかわらず、我が国では、ユウタンの国内における譲渡し・譲受けが、現行法上まったく規制されていません。特にワシントン条約のコンプライアンスの観点からは、密輸された熊胆が国内産ユウタンの合法的な流通に容易に紛れ込んでいる実態へのすみやかな対処が必要となります。以上に対する対策としては、クマの熊胆の商業目的の譲渡し等の禁止が必要です(なお、日本製薬団体連合会は、2002 年 11 月、製薬原料として国内産熊胆を使用しないとの声明を公表しています)。

なお、生きたニホンザルの販売目的利用についても、上記と同様の問題があります。